

(記載第6－8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

平成30年7月2日

五所川原市

記

1. 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
		○		五所川原市長富地先、金木町蒔田地先	無	平成27年度～平成31年度	中里町自然農法研究会	取組面積の増
		○		五所川原市持子沢地先、羽野木沢地先、前田野目地先、原子地先	無	平成27年度～平成31年度	自然環境研究会	